

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	BEAUTY ARTS KOBE 日本高等美容専門学校
設置者名	学校法人 宮内学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://www.jbac.ac.jp> にて公表

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	美容室経営 株式会社 CEO	2023.5月～ 2027.4月	教育業界が求める人材とのアドバイス、財務及び経営戦略の策定
非常勤	美容室経営者	2023.5月～ 2027.4月	教育業界が求める人材とのアドバイス、財務及び経営戦略の策定
(備考)			

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	BEAUTY ARTS KOBE 日本高等美容専門学校
設置者名	学校法人 宮内学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
昼間課程	美容科	夜・通信	1,590	160	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://www.jbac.ac.jp> にて公表

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

## 様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	BEAUTY ARTS KOBE 日本高等美容専門学校
設置者名	学校法人 宮内学園

### ○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

美容のプロを目指して基礎と応用を学ぶ。ヘア技術はもちろん、メイク、ネイル、ブライダル、着付けなど全てを必修科目とし、クリエイターとして活躍できるための基礎技術と知識、表現力、接遇マナー育成のためのカリキュラムを設定し、授業計画書を作成している。

また、毎年の国家試験の内容・結果を鑑み、次年度への対策案を協議し、修正を加えて決定する。

公表については、ホームページ上で公開する。

授業計画書の公表方法 <https://www.jbac.ac.jp> にて公表

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

授業科目の学修成果の評価については、「学則」第20条の定めにより、実施されるものである。

本校の評価基準は次の通りとする。

第1項 試験を分けて学期末試験、進級試験、卒業試験とする。

第2項 学科試験は60点以上、実技試験は75点以上合格とする。  
不合格者は再試験（学科は別問題）を実施する。

第3項 教科課目の区分ごとに、その教科課目の70%以上（実習を伴う教科課目は80%以上）出席していること。

※上記、第2項及び第3項の基準をクリアした者については、進級・卒業判定会議にて承認され、履修認定とする。

※学期末試験対象外課目についても、上記基準と同様とし、進級・卒業判定会議にて承認され、履修認定とする。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

1・2学期の期末試験で、再試験不合格者、試験未受験者に対しては、進級試験・卒業試験前に認定試験を実施する。合格しなければ、進級試験・卒業試験を受験することができない。

また、学期末試験以外の科目についての不合格者、成績不振者については、通知・連絡を行い、補習指導、面談等を行う。

客観的な指標の 算出方法の公表方法	<a href="https://www.jbac.ac.jp">https://www.jbac.ac.jp</a> にて公表
----------------------	--

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

本校の昼間課程の卒業認定基準は「学則」第20条の定めにより、実施されるものである。

第1項 試験を分けて学期末試験、進級試験、卒業試験とする。

第2項 学科試験は60点以上、実技試験は75点以上合格とする。

不合格者は再試験（学科は別問題）を実施する。

第3項 教科課目の区分ごとに、その教科課目の70%以上（実習を伴う教科課目は80%以上）出席していること。

※学期末試験対象外課目についても、上記基準と同様とする。

以上の項目において、全教科課目について基準をクリアした者に対し、卒業判定会議にて承認され、卒業認定とする。また、所定の授業料を完納している者とする。

卒業の認定に関する 方針の公表方法	<a href="https://www.jbac.ac.jp">https://www.jbac.ac.jp</a> にて公表
----------------------	--

## 様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	学校名 BEAUTY ARTS KOBE 日本高等美容専門学校
設置者名	設置者名 学校法人 宮内学園

### 1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	<a href="https://www.jbac.ac.jp">https://www.jbac.ac.jp</a> にて公表
収支計算書又は損益計算書	<a href="https://www.jbac.ac.jp">https://www.jbac.ac.jp</a> にて公表
財産目録	<a href="https://www.jbac.ac.jp">https://www.jbac.ac.jp</a> にて公表
事業報告書	<a href="https://www.jbac.ac.jp">https://www.jbac.ac.jp</a> にて公表
監事による監査報告（書）	<a href="https://www.jbac.ac.jp">https://www.jbac.ac.jp</a> にて公表

### 2. 教育活動に係る情報

#### ①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士					
修業年限		全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数			開設している授業の種類					
2年	昼夜	2, 010 単位時間／単位			講義	演習	実習	実験	実技	
					単位時間 /単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位	
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	単位時間／単位			
60人		4人	人	13人	7人	20人				

#### カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

(概要) 美容のプロを目指して基礎と応用を学ぶ。ヘア技術はもちろん、メイク、ネイル、ブライダル、着付けなど全てを必修科目とし、クリエイターとして活躍できるための基礎技術と知識、表現力、接遇マナー育成のためのカリキュラムを設定し、授業計画書を作成している。

また、毎年の国家試験の内容・結果を鑑み、次年度への対策案を協議し、修正を加えて決定する。

#### 成績評価の基準・方法

(概要) 各科目の出席状況、学期末テスト、授業時のテスト等のより成績評価を行う。各科目の評価項目を100点満点で算出し、数値を平均化して各科目の成績とする。

#### 卒業・進級の認定基準

(概要) 本校の昼間課程の卒業・進級認定基準は「学則」第20条の定めにより、実施されるものである。

第1項 試験を分けて学期末試験、進級試験、卒業試験とする。

第2項 学科試験は60点以上、実技試験は75点以上合格とする。

不合格者は再試験（学科は別問題）を実施する。

第3項 教科科目の区分ごとに、その教科科目の70%以上（実習を伴う教科科目は80%以上）出席していること。

※学期末試験対象外科目についても、上記基準と同様とする。

以上の項目において、全教科科目について基準をクリアした者に対し、卒業判定会議にて承認され、卒業認定とする。また、所定の授業料を完納している者とする。

学修支援等

(概要) 全学生に対し、期末試験前の放課後に筆記全科目についての対策授業を実施している。その他の期間についても実技科目、筆記科目について成績不振者に対し、随時補習を実施している。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
30人 (100%)	0人 ( %)	29人 (96.67%)	1人 ( 3.33%)

(主な就職、業界等)

美容業界（美容室、ネイルサロン等）

(就職指導内容)

就職ガイダンス、挨拶訓練や電話訓練、訪問訓練、履歴書の添削、サロン訪問時のマナーなどをしっかりと指導し、就職の意識を高めながら、必要なノウハウを学生に合わせて指導している。

(主な学修成果（資格・検定等）)

美容師国家資格、A D E C色彩士検定資格、HARAメイクアップスペシャルコース

日本化粧品検定資格

(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状

年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
89人	7人	7.9%

(中途退学の主な理由)

進路変更、異業種へ変更

(中退防止・中退者支援のための取組)

成績不振、欠席、遅刻等の発生により事前に、二者及び三者面談を実施する。

②学校単位の情報

a ) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
美容科	100,000 円	576,000 円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b ) 学校評価

自己評価結果の公表方法

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<https://www.jbac.ac.jp> にて公表

学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)

美容科に関連のある学識経験者、卒業生から学校関係者評価委員を選出する。 (3名)

評価項目：  
 ・教育理念、目標   ・学校運営   ・教育活動   ・学修成果  
 ・学生支援   ・教育環境   ・学生の受け入れ募集   ・財務  
 ・法令等の遵守   ・社会貢献、地域貢献

採点基準：適切-4、 ほぼ適切-3、 やや不適切-2、 不適切-1

学校関係者評価の委員

所属	任期	種別
	令和5年5月～ 令和8年4月	元本校教員
	令和5年5月～ 令和8年4月	元高等学校校長
美容室 era	令和5年5月～ 令和8年4月	卒業生

学校関係者評価結果の公表方法

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<https://www.jbac.ac.jp> にて公表

第三者による学校評価 (任意記載事項)

c ) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<https://www.jbac.ac.jp> にて公表

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H128310000101
学校名（○○大学 等）	BEAUTY ARTS KOBE日本高等美容専門学校
設置者名（学校法人○○学園 等）	学校法人 宮内学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		—	—	—
内訳	第Ⅰ区分	—	—	
	第Ⅱ区分	—	—	
	第Ⅲ区分	0人	0人	
	第Ⅳ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				—
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（1）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

（2）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
	年間	前半期	後半期	
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	一		0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	人		0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人		0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	人		0人	0人
計	人	一		0人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	一
3月以上の停学	0人
年間計	一
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限りる。）		
		年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	人	0人	0人	0人
G P A等が下位4分の1	人	0人	0人	0人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	人	—	—	0人
計	人	—	—	0人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。